

## Ⅱ. 要支援者や軽度の要介護者に対する給付

### 介護給付と予防給付

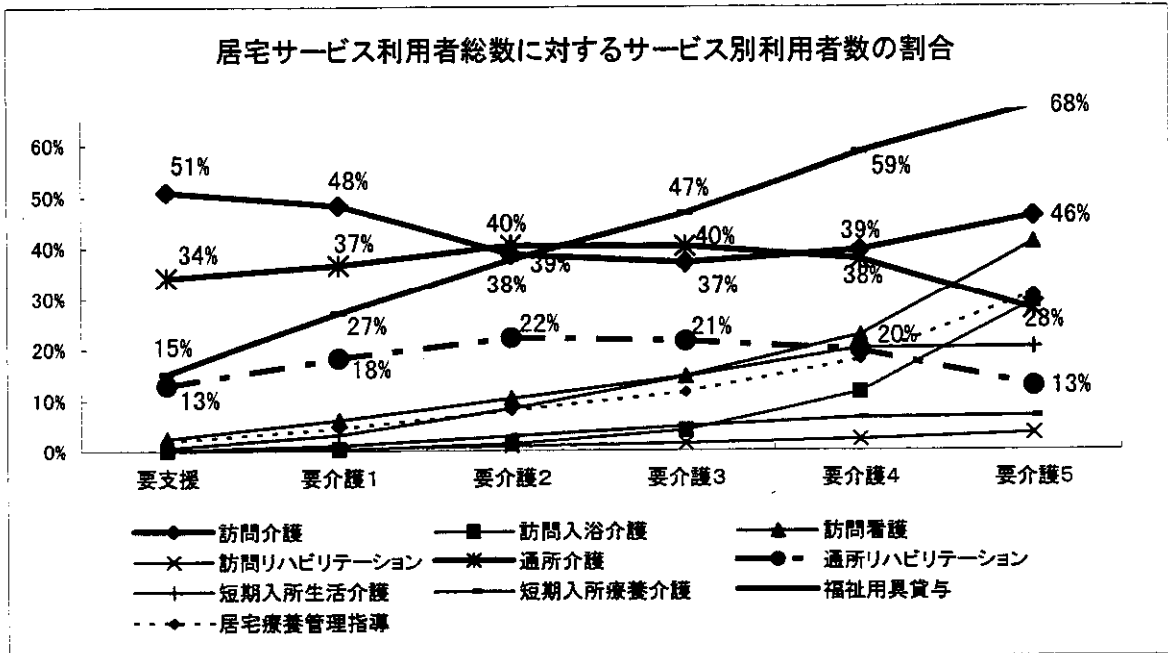
- 要支援者に対する予防給付は、施設サービス及び痴呆対応型共同生活介護を除いて、要介護者に対する介護給付と共通のサービスとなっている。

#### 介護給付と予防給付の対象サービスの比較

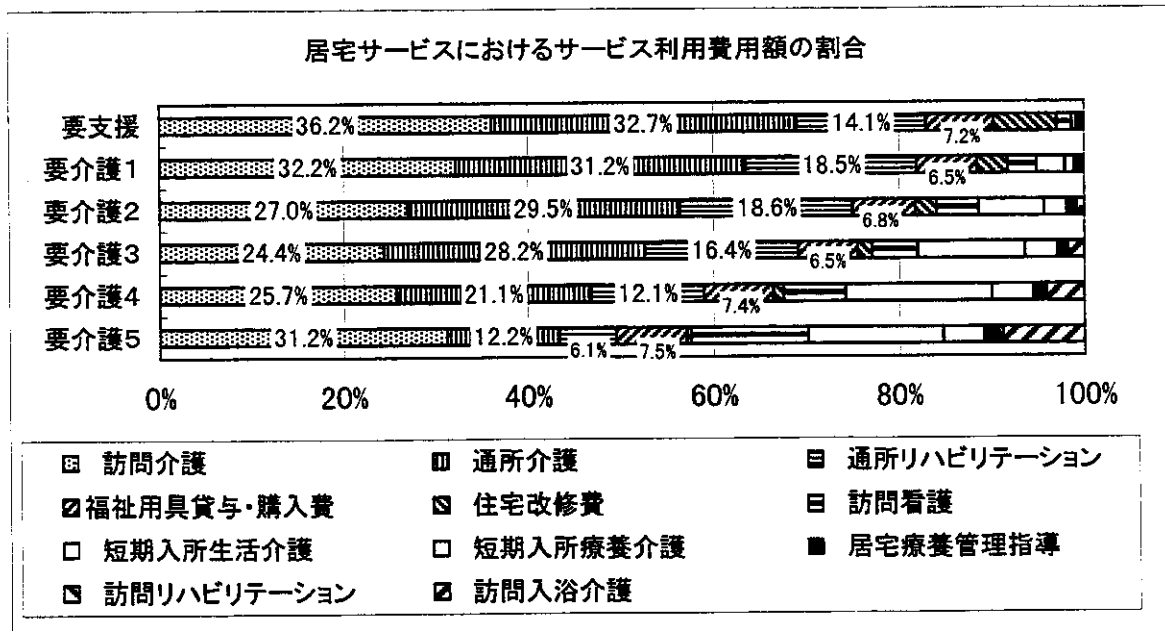
		介護給付 (要介護者)	予防給付 (要支援者)
居 宅	訪問介護	○	○
	訪問入浴介護	○	○
	訪問看護	○	○
	訪問リハビリテーション	○	○
	通所介護（デイサービス）	○	○
	通所リハビリテーション	○	○
	短期入所生活介護（特養等）	○	○
	短期入所療養介護（老健、病院）	○	○
	痴呆対応型共同生活介護	○	×
	特定施設入所者生活介護	○	○
	福祉用具貸与・購入	○	○
	住宅改修	○	○
	居宅介護支援	○	○
施 設	介護老人福祉施設	○	×
	介護老人保健施設	○	×
	介護療養型医療施設	○	×

## 要支援者や軽度の要介護者のサービス利用状況

○ 要支援や軽度の要介護者のサービス利用状況をみると、居宅サービスでは「訪問介護」や「通所介護」の利用が多く(要支援・要介護1では、両サービスで利用者の8割強を占める)、「通所リハビリテーション」や「福祉用具貸与」がこれに次いでいる。



\* 介護給付費実態調査(平成15年9月審査分)



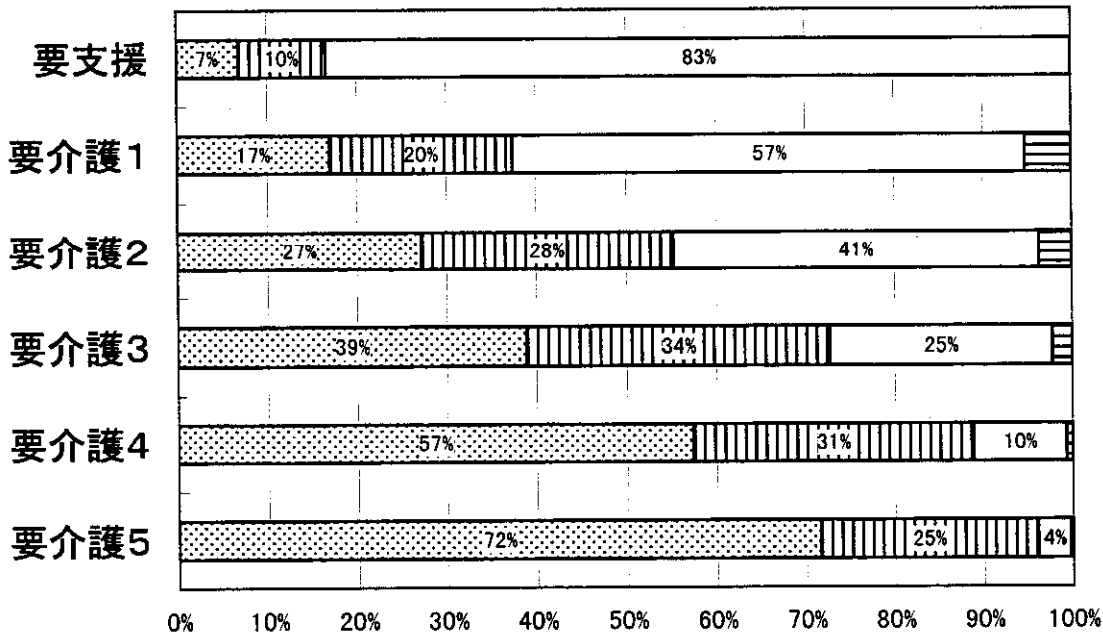
\* 介護保険事業状況報告(現物給付(6月サービス分)、償還給付(6, 7月サービス分))

\* 居宅サービスに、居宅介護支援、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護は含まれていない。

(訪問介護)

○ 要支援や軽度の要介護者の訪問介護の利用内訳をみると、大半が生活援助中心型である。

訪問介護における請求回数の内訳



□生活援助中心型 □身体介護と生活援助の組み合わせ □身体介護中心型 □通院等乗降介助

\* 平成15年9月審査分

\* 介護給付費実態調査

\* 訪問介護の定義 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成15年2月24日改正)から)

**身体介護中心型**

身体介護: 利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上のための介助及び専門的な援助

**生活援助中心型**

生活援助: 調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者等に対して行われるもの

対象者: 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は家族等が家事を行うことが困難であるもの

**身体介護と生活援助の組み合わせ**

身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき

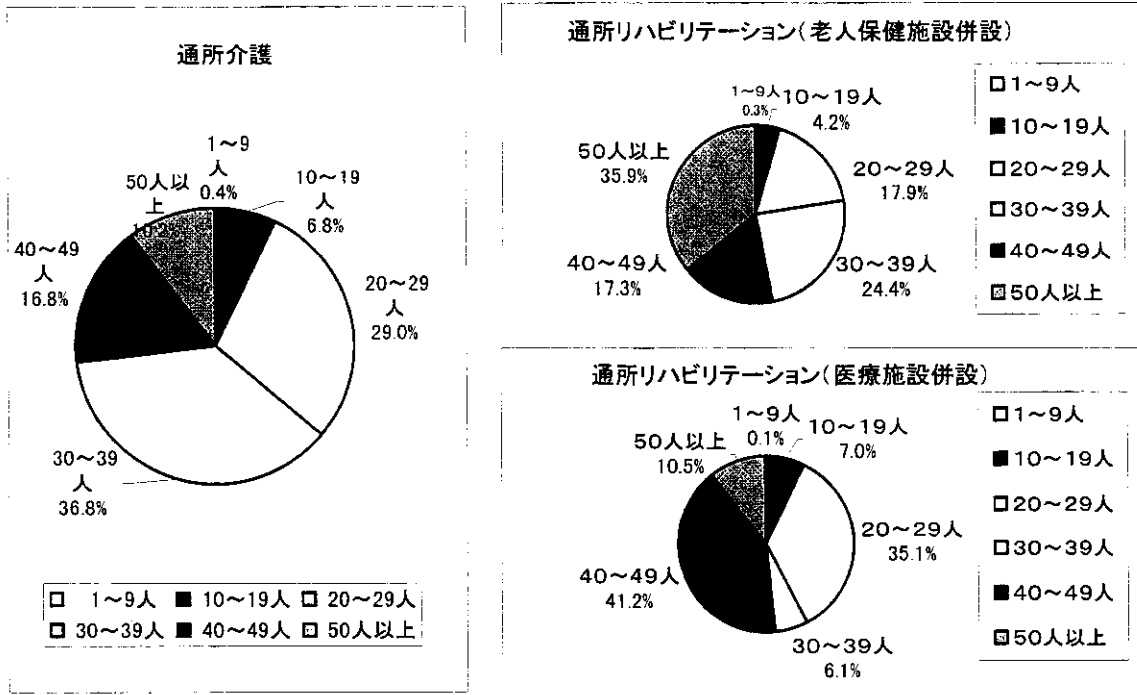
**通院等乗降介助**

通院等のため、訪問介護員等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助

(通所介護及び通所リハビリテーション)

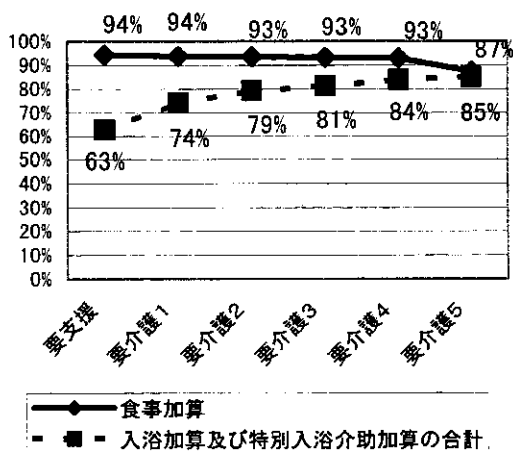
- 通所介護や通所リハビリテーションの利用状況をみると、大半が30人以上の比較的大規模な事業所を利用しており、この傾向は、要支援や軽度の要介護者においても同じである。
- また、食事は9割以上、入浴の利用も、通所介護で6～7割、通所リハビリテーションで4～7割となっている。

要支援～要介護2が利用する事業者の定員別割合(利用者数ベース)

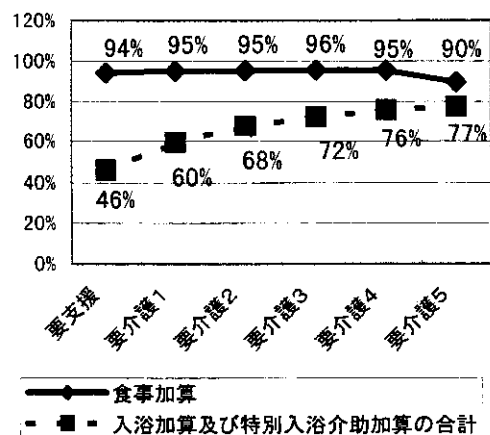


\* 平成14年度介護サービス施設・事業所調査

通所介護における食事・入浴の利用割合

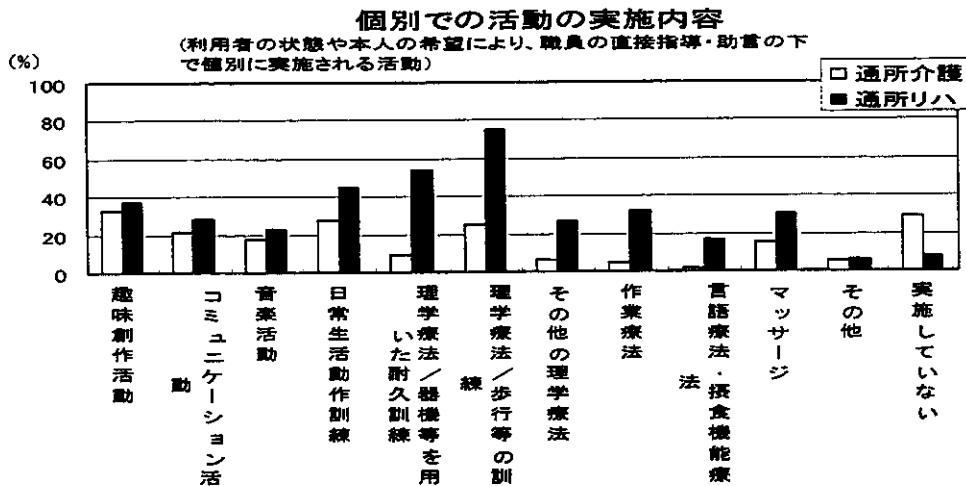
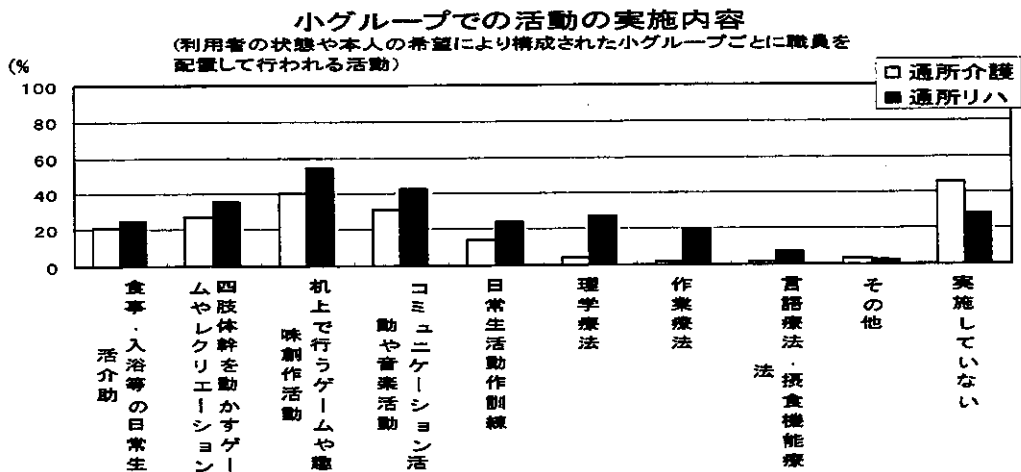
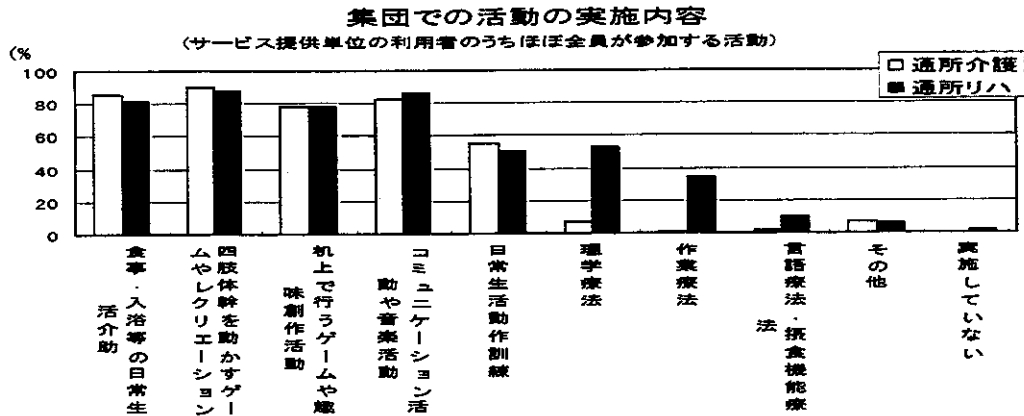


通所リハビリテーションにおける食事・入浴の利用割合



\* 介護給付費実態調査(平成15年9月審査分)

- 通所介護においては、ほとんどの事業所で集団活動を行っており、活動内容は食事・入浴の他、ゲームやレクリエーション活動、コミュニケーション活動等が中心である。
- 通所リハビリテーションにおいても、ほとんどの事業所で集団活動を行っているが、個別活動として理学療法等を実施しているところもある。



\* 複数回答可。

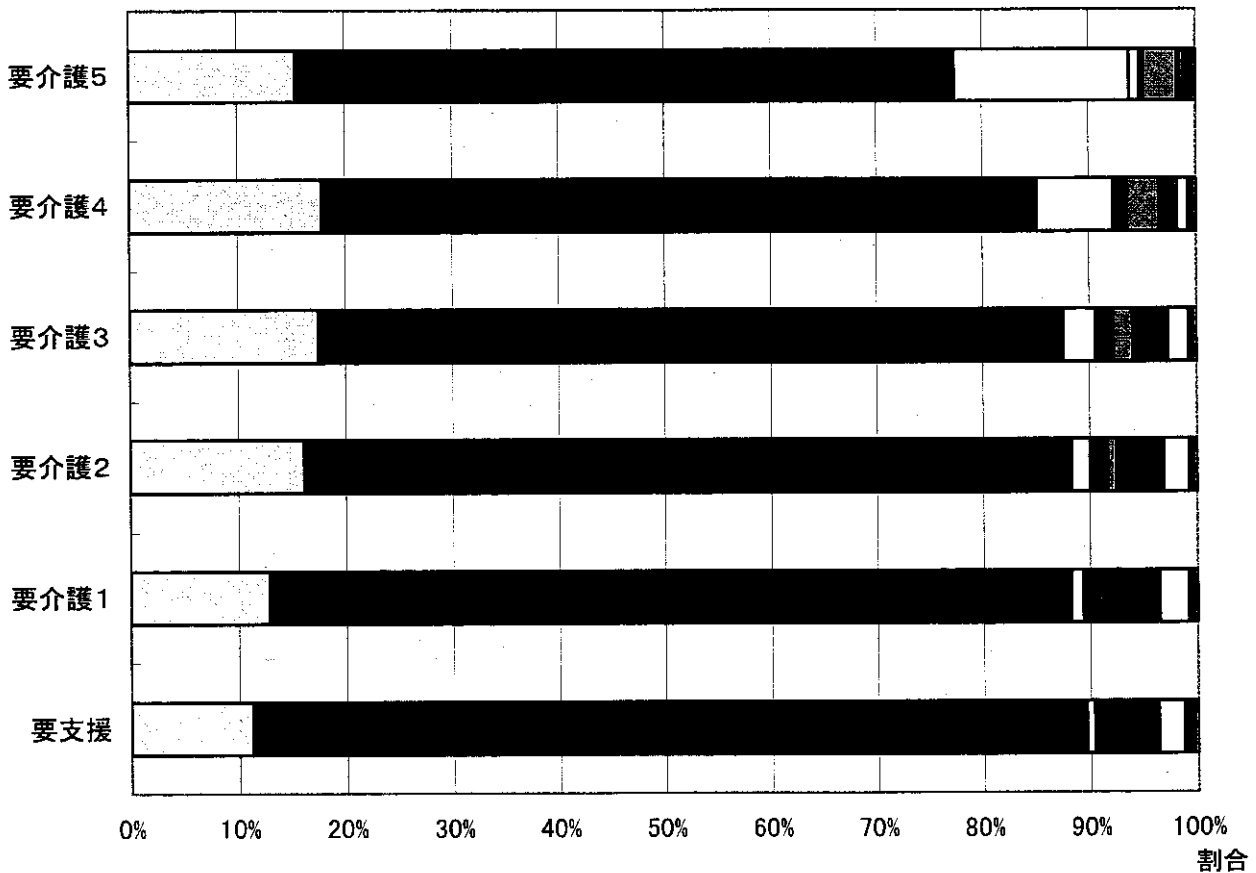
\* 平成14年2月調べ(有効回答施設数:通所介護160、通所リハ142) (「通所介護・リハビリテーションに関する研究報告書」(医療経済研究機構))

(福祉用具貸与)

○ 要支援や軽度の要介護者の福祉用具の利用内訳をみると、そのほとんどが車いす及び特殊寝台である。

要介護度別の福祉用具種目別の貸与件数の割合

要介護度

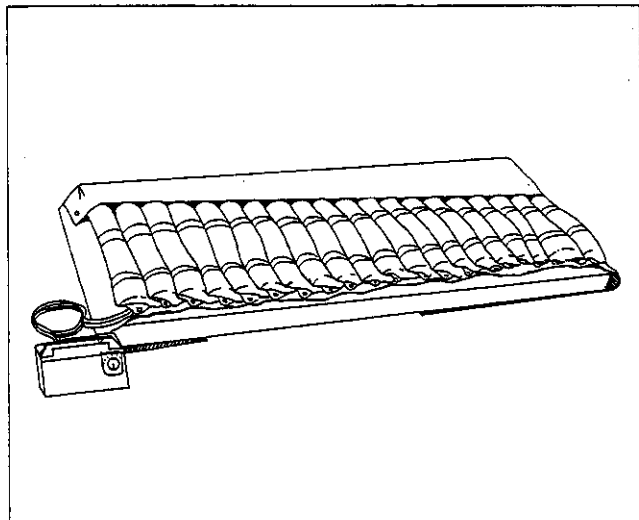


- 車いす及び車いす付属品
- 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- じょく瘡予防用具
- 体位変換器
- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 痴呆性老人徘徊感知機器
- 移動用リフト

\* 介護給付費実態調査 (9月審査分)

## じよく瘡予防用具及び体位変換器

じよく瘡予防用具

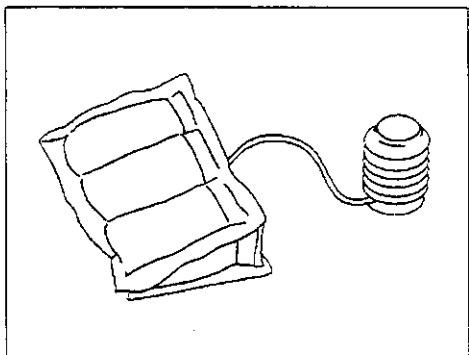


(説明)

じよく瘡予防用具の減圧原理は、複数のエアセルなどを膨張・収縮させて体を支持する面を変化させる動的なもの、より広い面で支えることにより体圧を分散する静的なものに分けられる。

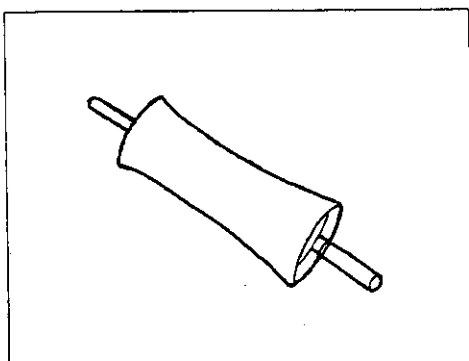
前者は、ポンプによってセル内に送り込む空気圧を、セルの系列ごとに変化させて、周期的に膨張・収縮をさせる構造のものが代表的である。後者の場合、減圧を行う構造及び素材は多岐に渡り、製品の幅は非常に広い。

体位変換器



(説明)

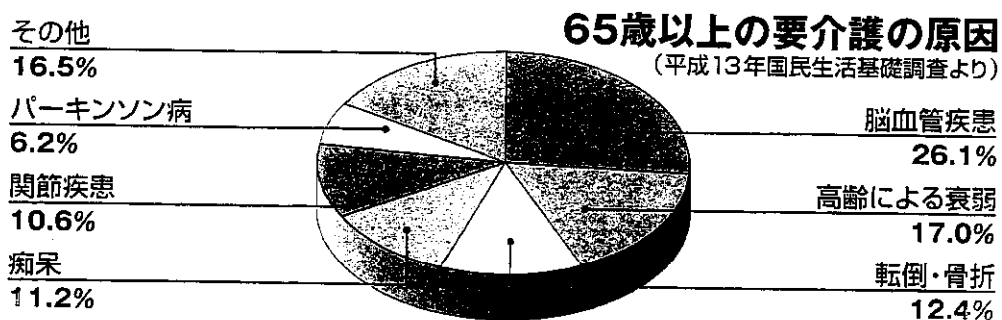
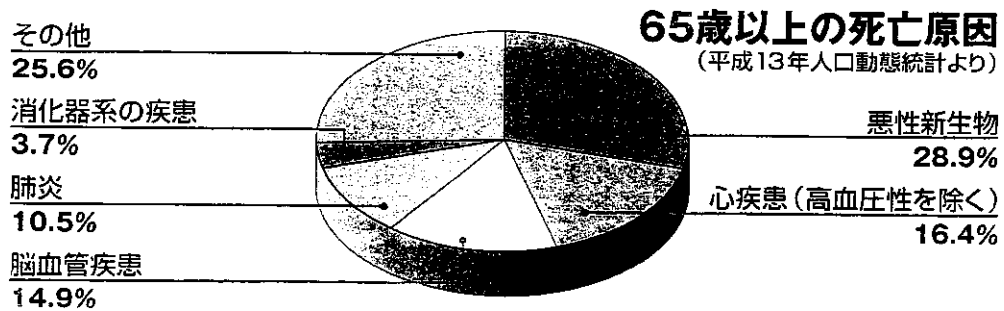
体位変換を行う用具には、動力により寝ている面全体を周期的に傾けるものと人力で行う寝返り介助を補助するものがある。前者の用具としては、エアマットの左右の空気圧を周期的に切り替えるものが挙げられる。後者の用具には、寝た状態の背中の下に棒状、板状、あるいはくさび状のものを差し込み、介助者が、てこの原理によってより少ない力で体位を変えるもの、また、あらかじめ摩擦の少ないシートをシーツや体の下に敷き込んでおいてシーツやシートを引くことにより体位を変えるものなどがある。



(介護保険福祉用具ガイドブックより)

## 要介護状態の原因となる疾病①

- 65歳以上の「死亡原因となった疾病」と、「要介護の原因となった疾病」を比較すると、前者では「悪性新生物」、「心疾患」などが上位を占めるのに対し、後者では、「脳血管疾患」、「高齢による衰弱」、「転倒・骨折」などが多く、介護予防には疾病予防とは別の観点が必要。





## 要介護状態の原因となる疾病②

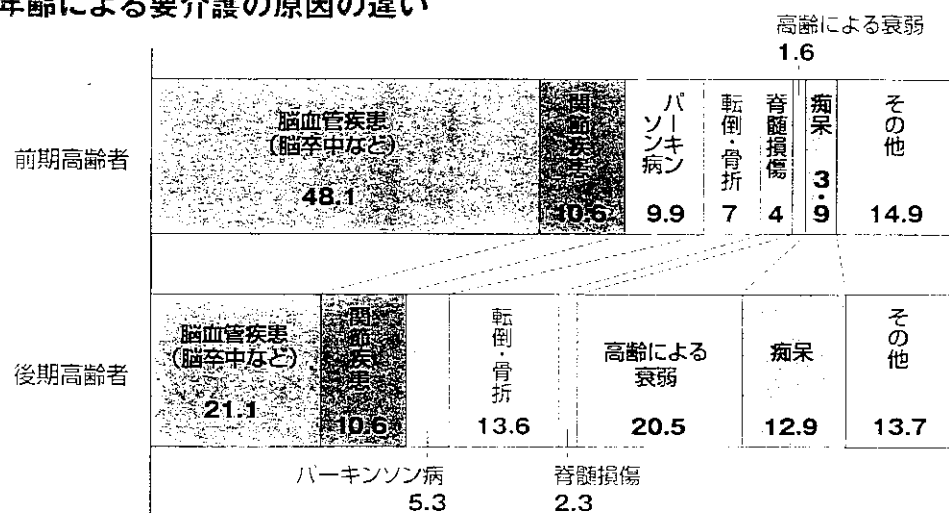
- 要介護状態の原因となる疾病を介護度別にみると、在宅の軽度の要介護者には骨関節系疾患が多いのに対し、比較的重度の介護者には脳梗塞や痴呆が多く見られる。
- 要介護状態の原因となる疾病は、年齢や性別によっても違いがあり、介護予防には個々の特性を踏まえたプログラムが必要。

主治医意見書に記載された要介護状態の原因と考えられる疾患

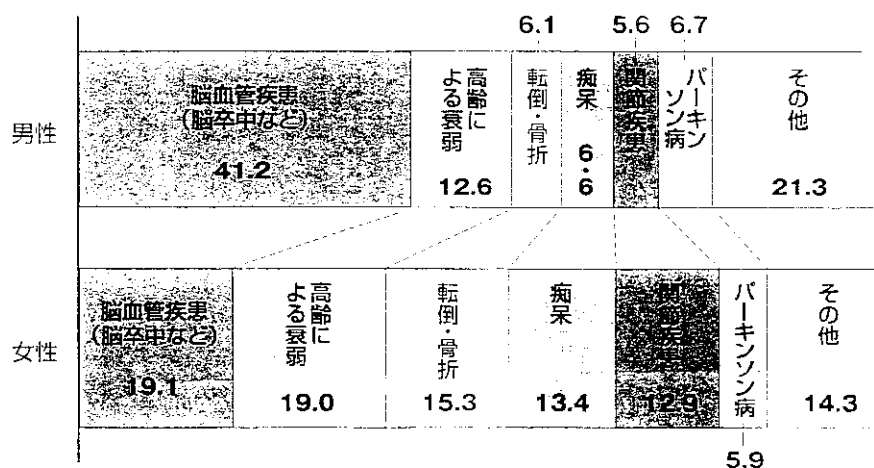
在宅	要支援	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1位	高血圧性疾患	高血圧性疾患	高血圧性疾患	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞
2位	関節症	関節症	脳梗塞	高血圧性疾患	血管性及び詳細不明の痴呆	血管性及び詳細不明の痴呆
3位	骨の密度及び構造の障害	脳梗塞	血管性及び詳細不明の痴呆	血管性及び詳細不明の痴呆	高血圧性疾患	高血圧性疾患

出典：産業医科大学 松田教授作成資料

### 年齢による要介護の原因の違い



### 性別による要介護の原因の違い



(平成13年国民生活基礎調査より)